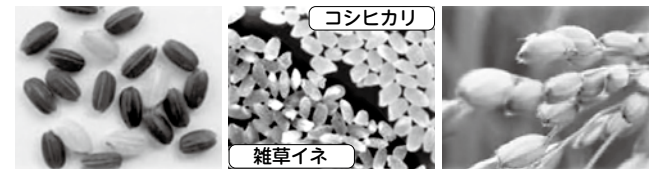


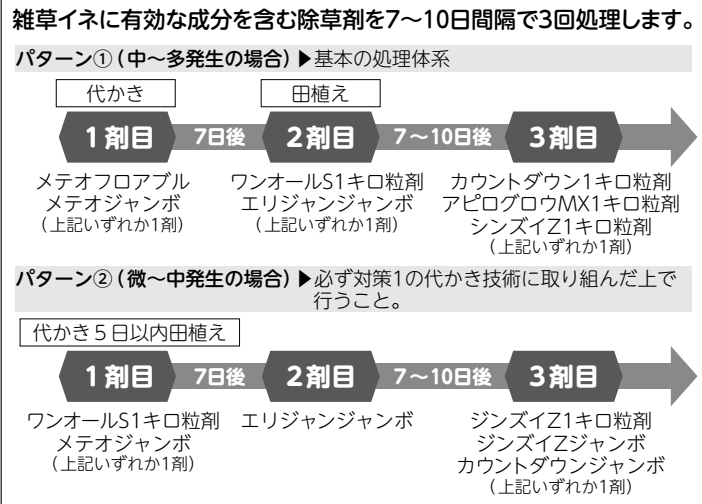
雑草イネ(赤米)対策について



町内の水田では、雑草イネが多く発生し、米の等級低下や収量低下などが問題となつています。作付する水田で雑草イネを発生させないためにも万全な対策をお願いします。

雑草イネの特徴

- ・栽培しているイネよりも出穂が約1週間早く、丈が高い。
- ・一部のもち米のように籾の先が赤く、籾がらを取ると赤い。
- ・籾が落ちやすく、ほ場に落ちて、発生源になる。



(図1)

引き続き町民農園の利用者を募集しています

利用を希望する方は、募集期間内に「町民農園借受申込書」を提出してください。

申込書は「産業経済課農政係2階12番窓口」または「町ホームページ」からダウンロードできます。

土に親しみ、農作物を作る喜びを体験してみましよう。

申込資格

- ・次の条件を全て満たす方
- ・町内に住所を有している。
- ・現在、農地を所有または耕作していない。

農園一覧

町民農園	平和台
大字御代田2763番地4 (西友御代田店様 北側)	
区画数	3区画(1区画約50㎡)
●町民農園	広戸
大字広戸654番地1他 (広戸区内)	
区画数	1区画(1区画約200㎡)
利用料金	1区画 年額4,000円
利用期間	5月15日(木)～12月31日(水)まで
募集期間	4月25日(金)～5月9日(金)まで
問い合わせ先	産業経済課農政係 (32)3113

「みよたまち企業ガイド」の製作について 企業情報提供のおねがい

町では、将来的に町内企業の人材を確保し、持続的な企業活動および発展に寄与することなどを目的として「みよたまち企業ガイド」の書籍版とWEB版を製作いたします。

これまで、住民の皆さまが町内企業を知る機会が少なかったことから、企業ガイドを町内に広く配布して町内企業を知っていただき、進学で町外に出ている方のUターンや、町内へ移住された方などの就業につなげていくことで、企業の皆さまの人手不足解消・人材確保を図りたいと考えています。

御代田町商工会会員および令和5年度事業者向け原油価格・物価高騰給付金」の受給申請をされた企業の皆さまには、4月中旬にご案内を送りしています。

自社の企業情報をご提供いただける企業さまで、通知が届いていない場合は、企業ガイドの「企業情報登録シート」をお渡しいたしますので、産業経済課商工観光係までご連絡ください。

「企業情報登録シート」の提出期限

5月30日(金)
御代田町商工会へFAXまたはメールにてご提出ください。

※書籍版、Web版の発行は、令和8年1月ごろを予定しています。

問い合わせ先

産業経済課 商工観光係
(32)3113

じんどちは農業委員会です

①農地の売買・貸借の確認！

例えば、御代田町で農業を始めたいと思っている人がいて、そこに農地を譲りたいと思っている人がいる。お互いの意向が合っているのに、何も問題ないように思えるけど、農地を取得するためには「農地法で定められたいくつかの条件をクリア」する必要があるんだ。

農地を大切に使うてくれるかな、どんな風に農地を使っていくのかな、周りの農地も自分の農地と同じくらい大切にしてくれるかな、とか、そんなことをお話しして確認しながら意欲のある人に農地を任せられるようにしているよ！

②農地の転用の確認！

他にも、農地を農地以外の方法で利用する「転用」行為については、その場所を本当に農地以外として利用しても良いのか、周りへの影響などを考えながら慎重に議論をしているよ。

「転用の審査が厳しいなあ」って声も沢山あるけれど、農地がなくなるってことは日本の食べ物を作る場所がなくなっちゃうってことなんだ！だから、農業委員は意見をたくさん出しあって、農地を守っていきけるように頑張っているんだ。

次は「地域の農業を守るための活動」について説明するね。



③農業の未来を守る！

農地法に基づいた仕事のほかにも、新規の就農者を応援したり、農家さんの悩みを聞いて町と共有したり、農家さんと農家さんを横で繋ぐような役割や、地域の農業の活性化につながるような活動をしているよ！

そのほかにも、農地をパトロールして営農者がいない農地が耕作放棄地にならないように声掛けをしたり、違反転用行為があれば、町と共有して是正するよう指導したり、書ききれないくらいたくさん活動をしているんだ！

まとめ

3つの大事なポイント！

①農地の売買・貸借の際は農業委員へ相談を！

きちんと申請をし、大切に守ってきた農地を次の人へ繋ぎましょう。

②「農地転用」は計画的に

小さなことでも、思いがけないトラブルへ発展することがあります。転用について検討する際は必ず、事前に農業委員および農業委員会事務局へご相談ください。

③困ったら、「相談を！」

農業委員会は地域の皆さまの農業を応援しています。お困りごとがありましたら、気軽に地域の農業委員に相談してみてください。



お問い合わせ先
農業委員会事務局

(32)3113

まず、「『農地法』に基づいた活動」について説明するね！



Q「農業委員会」ってどんな活動をしているの？



『農業委員会』の活動には、大きく分けると「農地法」という法律に基づいた活動」と地域の農業を守るための活動」の2つがあるよ。

農地法は、カンタンに言うと「農地を守るためのルールを定めた法律」で、農業委員会はそのルールを守ってもらうために活動しているチームなんだ！